



2026年1月28日

各 位

会社名 千代田化工建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 太田 光治
(コード番号 6366 東証スタンダード市場)
問合せ先 総務部長 福田 聰美
(TEL 045-225-7777)

A種優先株式の償還方針に関する合意及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、三菱商事株式会社（以下、「三菱商事」という）が保有する当社A種優先株式について、本年6月開催予定の当社第98回定時株主総会（以下、「本総会」という）で別紙1「定款の一部変更案」（以下、「本定款変更案」という）が承認されることを条件として、A種優先株式の条件を変更し、A種優先株式の早期償還を目指すことについて三菱商事と合意すること、また、本総会に本定款変更案に係る定款一部変更議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

I. A種優先株式の償還方針について

1. 背景及び目的

当社は、2019年に策定した再生計画以降、リスク管理を徹底し、安定収益体质の転換に一定の成果が得られたと認識しております。一方、当該再生計画の以前に受注した大型案件での損失を回避できずに財務体力の回復が遅れ、A種優先株式の配当を含め償還等の処理ができず、最大の経営課題となっていました。

このような状況のもと、当社は再生計画に加え、現中期経営計画（経営計画2025）においても重要取り組みの一つである米国ゴールデンパスLNGの契約改定を果たし、完工に向けた遂行プランが固まり、本日付の当社の「業績予想および配当予想の修正に関するお知らせ」とおり、本プロジェクトの完工に至るまでに必要十分と見込む当社追加負担費用の戻入れ等を反映した結果、業績予想の上方再修正を実施することができました。加えて「経営計画2025」で掲げている「年平均150億円の純利益」の積み上げについても一定の目途が立ってきたため、当社の最大の経営課題であるA種優先株式を早期に全株式償還を目指すことをいたしました。

しかしながら、A種優先株式の全株式償還を目指すにあたり、現行定款では、償還価額が当社株価水準（時価）に連動する条件となっており、償還原資となる将来の当社収益水準を踏まえても、全株式の償還には極めて長い期間を要することから、現実的な解決が困難な状況がありました。

このような現状を踏まえつつ、当社は三菱商事との間で交渉を行い、その結果、本総会で承認されることを条件として、「経営計画2025」遂行期間（2025年度～2027年度）に計画する収益を原資に、本定款変更案の内容にて優先株式の条件変更をすることに合意いたしました（以下「本合意」といいます。）。当社は、条件変更後の約2年間（2028年6月末まで）でA種優先株式の全株式償還の達成に向けて全力で取り組み、財務的自立を果たし、全株式償還後にはスタンダード市場からプライム市場への市場区分の変更、また、普通株主への復配を目指すとともに5年後、10年後を見据えた本格的な成長軌道を確立してまいります。

2. 条件変更の主な内容及びスケジュール

本合意におけるA種優先株式の条件変更の主な内容は以下のとおりです。

まず、現行定款の条件においては、A種優先株式1株当たりの償還価額は、基本的に普通株式4株の時価相当額になるところ、これを2029年6月末まで436円に固定します。加えて、現行定款においては普通株式への転換権の行使はいつでも可能となっているところ、普通株式への転換権の行使可能時期を2029年7月以降とすることで、普通株式への転換権行使の懸念なく、金銭償還を進めることを可能とします。

一方、優先配当率については、2028年6月末までは、現行定款の条件である3%が据え置かれますが、2028年7月以降は12%に上がります。しかし、当社は、三菱商事との本合意に基づき、年度決算により確定する分配可能額の全てを用いる想定のもと、優先配当率が上がる前の2028年6月末までに、最大限の努力をもってA種優先株式の全株式償還を果たすことを目指します。そして、A種優先株式の全株式償還後には普通株式の復配を目指し、引き続き収益の最大化を図ってまいります。

本総会において、本定款変更案をご承認いただいた後、当社は、分配可能額の範囲内で内部留保等によりA種優先株式の償還を実施する予定です。初回の償還時期及び償還価額につきましては、決定次第、お知らせいたします。

また、三菱商事とは両者の成長戦略に資する協調関係を維持する方針です。更に、当社の主力銀行である株式会社三菱UFJ銀行からは、引き続きご支援をいただく旨を確認しております。

なお、当社が2019年に実施した財務強化策では、A種優先株式の発行の他に、株式会社三菱UFJ銀行からの劣後借入及び三菱商事ファイナンシャルサービス株式会社からの借入枠があり、これらはその後の期日到来により、減額及び条件の変更などを経て現存しております。現在、A種優先株式の条件変更と並行し、株式会社三菱UFJ銀行との劣後借入の返済及びコミットメントラインの新たな設定、三菱商事ファイナンシャルサービス株式会社からの借入枠解約を含め関係各社と協議をしており、方針が決定次第、お知らせいたします。

A種優先株式の償還方針の概要については以下表及び別紙2「新たな資本政策と今後の戦略」をご参照ください。

【A種優先株式条件変更比較表】

株価時価連動で変動していた元本償還金額を763億円(※1)に固定し、2026年3月期までの累積未払配当金105億円及び、2026年3月期以降の優先株式配当(年3%)を合わせた総額約900億円規模の償還を、2026~2028年までの間で進めることで合意しました。

	現行条件	変更後		
		2026/6~2028/6	2028/7~2029/6	2029/7~
配当比率	3%(単利)※2	3%(単利)※2	12%(複利)※3	
優先株主の請求による償還価額	下記(a)又は(b)のいずれか高い方 (a) 株価※4×(400円+未払配当金※5)÷100円※6 (b) 400円+未払配当金※5	436円+未払配当金※5	436円+未払配当金※5	436円+未払配当金※5
当社の請求による償還価額	同上	同上	同上	下記(a)又は(b)のいずれか高い方 (a) 株価※4×(400円+未払配当金※5)÷100円※6 (b) 436円+未払配当金※5
当社による普通株式転換請求権	行使可能 転換価額:100円※6	行使不可	行使不可	行使可能 転換価額:100円※6

- (※1) 優先株式 1.75 億株、償還単価 436 円/株に対応
- (※2) 優先株式 1 株あたりの配当金 400 円×年 3%
- (※3) 優先株式 1 株あたりの配当金 436 円及びその時点における A 種累積未払配当金の合計額 × 年 12%
- (※4) 債還請求日に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日の東京証券取引所が発表する当社普通株式の普通取引売買加重平均価格の平均値に相当する金額
- (※5) 1 株当たり A 種累積未払配当金相当額+1 株当たり A 種経過未払配当金相当額の合計額
- (※6) 当社定款第 11 条の 7 第 2 項で定める優先株式の転換価額

3. 今後の見通し

本件が当社の当期業績(2026 年3月期)に与える影響はございません。

II. A 種優先株式の変更内容

本定款変更案における A 種優先株式の変更内容は以下のとおりです。

【対象株式基本情報】

- | | |
|-----------|------------------|
| 1. 株式種類 | A 種優先株式 |
| 2. 株式数 | 175,000,000 株 |
| 3. 払込金額 | 1 株につき 400 円 |
| 4. 払込金額総額 | 70,000,000,000 円 |

【A 種優先株式の変更内容】

1. 剰余金の配当

A 種優先株式 1 株当たりの A 種優先配当金の額は、以下の算式に従い算出される金額について、配当基準日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1 年を 365 日(ただし、当該事業年度に閏日の 2 月 29 日を含む場合は 366 日)として日割り計算により算出される額とする。ただし、配当基準日の属する事業年度中の、配当基準日より前の日を基準日として A 種優先配当金の配当をしたときは、A 種優先株式 1 株当たりの A 種優先配当金の額は、その各配当における A 種優先配当金の合計額を控除した金額とする(A 種優先配当金は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)

①本総会での定款変更案の承認可決から 2028 年 6 月末日まで

A 種優先配当金の額 400 円×年 3.0%

②2028 年 7 月 1 日以降

A 種優先配当金の額 (436 円及びその時点における A 種累積未払配当金の合計額) × 年 12.0%

2. 金銭を対価とする取得請求権(株主による償還)

・行使可能時期:本総会での定款変更案の承認可決以降

・償還価額:436 円+A 種累積未払配当金相当額+A 種経過未払配当金相当額の合計額

3. 金銭を対価とする取得請求権(発行会社による償還)

・行使可能時期:本総会での定款変更案の承認可決以降

・1 株当たり償還価額:

①本総会での定款変更案の承認可決から 2029 年 6 月末日まで

436 円+A 種累積未払配当金相当額+A 種経過未払配当金相当額の合計額

②2029年7月1日以降:下記(a)または(b)のいずれか高い方

- (a)償還請求日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引の売買加重平均価格(以下「VWAP」という。)の平均値に相当する金額(円位未満少数第2位まで算出し、その少数第2位を四捨五入する。また上記の期間中に転換価額の調整に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値は転換価額の調整に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。)に下記に定める基準株式数を乗じた金額
(b)436円+A種累積未払配当金相当額+A種経過未払配当金相当額の合計額

4. 普通株式を対価とする転換請求権

- ・行使可能時期:2029年7月1日以降
- ・当初転換価額:100円(ただし、現行定款と同様の調整に服する。)

III. 本取引の適正性と公正性に関する事項

三菱商事との間で本合意を行い、本合意に基づきA種優先株式の条件変更を行い、A種優先株式の早期償還を目指すこと(以下「本取引」といいます。)は、東京証券取引所有価証券上場規程に定める「支配株主との重要な取引等」に該当するものではありませんが、三菱商事が当社の議決権保有割合約33%の株式を保有しており、普通株転換請求権行使後の議決権保有割合が約82%になることに鑑み、「支配株主との重要な取引等」に準じるものとして、以下の措置を講じております。

1. 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社は、2026年1月28日の取締役会において、三菱商事との間に特別の利害関係を有しない取締役11名(うち社外取締役5名)による十分な審議を行った上で、出席取締役の全員一致により、決議を行いました。なお、当社取締役である佐藤聰氏は、三菱商事の常務執行役員を兼務していることから、特別利害関係を有するため、本取引に関する審議及び決議には参加しておらず、かつ、当社の立場において、本取引に関する検討並びに当社と三菱商事との間の本取引に係る協議及び交渉に参加しておりません。

2. 三菱商事と利害関係のない者からの本取引が一般株主にとって不利益なものではないことに関する意見書の取得

当社は、三菱商事と利害関係を有しない当社の独立役員であり社外取締役監査等委員である松尾祐美子氏及び椋野貴司氏より、(i)A種優先株式の現行の条件のもとでは、A種優先株式の全株式償還は容易ではなく、長期間に亘り、当社の普通株主への株主還元策その他の経営戦略の立案・遂行を妨げうる経営上の重大な課題となっている中、本合意に基づくA種優先株式の条件変更是、かかる経営上の重大な課題の解決のために、三菱商事との間で集中的かつ真摯な交渉を行って取りまとめられたものであること、また、これによってA種優先株式に係る経営上の重大な課題を解決できる合理的な可能性があることから、目的の正当性は認められ、また、本合意及びこれに基づくA種優先株式の条件変更についての合理性も認められること、また、(ii)当社は、当社及び三菱商事から独立した外部専門家の助言を得ていること、本取引にあたっては上記1記載の措置がとられていること、また、本取引については、2025年11月5日以降、複数回にわたり、社外取締役に対する説明の機会を設け、社外取締役全員の賛同を得ているものであること等から、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続は適正かつ公正であると考えられるることを総合的に考慮すれば、本取引は、当社の一般株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の意見書を受理しております。

IV. 定款変更

1.定款変更の目的

上記「I .A種優先株式の償還方針について」に記載した償還計画を実現するために、定款規定を変更するとともに、併せてその他の文言の修正及び追加等を行います。

2.定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙1「定款の一部変更案」をご参照ください。

3.日程

定款変更のための株主総会開催日及び効力発生日につきましては、確定次第改めて開示いたします。

以上

添付資料:

別紙1 定款一部変更案

別紙2 新たな資本政策と今後の戦略

別紙1 定款一部変更案

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第2章の2 A種優先株式 (剩余金の配当) 第11条の2 (省略) (優先配当金の額) 2 A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、以下の算式に従い算出される金額について、配当基準日の属する事業年度の初日 <u>(ただし、配当基準日が2020年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日)</u> (同日を含む。) から配当基準日 (同日を含む。) までの期間の実日数につき、1年を365日 (ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日) として日割計算により算出される金額とする。ただし、配当基準日の属する事業年度中の、配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し剩余金を配当したときは、A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先株式1株当たりのA種優先配当金の合計額を控除した金額とする (A種優先配当金は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)。	第2章の2 A種優先株式 (剩余金の配当) 第11条の2 (現行どおり) (優先配当金の額) 2 A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、以下の算式に従い算出される金額について、配当基準日の属する事業年度の初日 (同日を含む。) から配当基準日 (同日を含む。) までの期間の実日数につき、1年を365日 (ただし、当該事業年度に閏日の2月29日を含む場合は366日) として日割計算により算出される金額とする。ただし、配当基準日の属する事業年度中の、配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し剩余金を配当したときは、A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先株式1株当たりのA種優先配当金の合計額を控除した金額とする (A種優先配当金は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)。
<算式> A種優先配当金=400円×3.0%	<2028年6月末日までの期間における算式> A種優先配当金=400円×3.0% <2028年7月1日以降の期間における算式> A種優先配当金=(436円及びその時点におけるA種累積未払配当金(第3項に定める。)の合計額)×12.0%
3～4 (省略) (残余財産の分配) 第11条の3 (優先分配金) 本会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主および	3～4 (現行どおり) (残余財産の分配) 第11条の3 (優先分配金) 本会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主および

<p>普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり、400円にA種累積未払配当金相当額およびA種経過未払配当金相当額を加えた金額を金銭により分配する。</p> <p>「A種経過未払配当金相当額」は、残余財産分配日を剰余金の配当の基準日と仮定し、残余財産分配日の属する事業年度の初日（ただし、残余財産分配日が2020年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、<u>払込期日</u>）（同日を含む。）から残余財産分配日（同日を含む。）までの日数を第11条の2第2項の算式に適用して得られる優先配当金の額とする。</p>	<p>普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり、400円にA種累積未払配当金相当額およびA種経過未払配当金相当額を加えた金額を金銭により分配する。</p> <p>「A種経過未払配当金相当額」は、残余財産分配日を剰余金の配当の基準日と仮定し、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から残余財産分配日（同日を含む。）までの日数を第11条の2第2項の算式に適用して得られる優先配当金の額とする。</p>
<p>2 (省略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>第11条の4 (省略)</p>	<p>第11条の4 (現行どおり)</p>
<p>(現金対価の取得請求権（償還請求権）)</p>	<p>(現金対価の取得請求権（償還請求権）)</p>
<p>第11条の5</p>	<p>第11条の5</p>
<p>(償還請求権の内容)</p> <p>A種優先株主は、<u>2021年7月1日以降</u>、いつでも、本会社に対して金銭を対価として、その保有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、本会社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日に、当該A種優先株主に対して、第2項に定める金額の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。</p>	<p>(償還請求権の内容)</p> <p>A種優先株主は、いつでも、本会社に対して金銭を対価として、その保有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、本会社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日に、当該A種優先株主に対して、第2項に定める金額の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。</p>
<p>(償還価額)</p>	<p>(償還価額)</p>
<p>2 A種優先株式1株当たりの償還価額は、下記(a)または(b)のいずれか高い方の金額とする。</p>	<p>2 A種優先株式1株当たりの償還価額は、下記のとおりとする。</p>
<p>(a) 債還請求日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引</p>	<p>436円にA種累積未払配当金相当額およびA種経過未払配当金相当額を加えた額</p>

所」という。)が発表する本会社の普通株式の普通取引の売買加重平均価格(以下「VWAP」という。)の平均値に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。また上記の期間中に第11条の7第3項に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値は第11条の7第3項に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。)に下記に定める基準株式数を乗じた金額

本(a)において、「基準株式数」とは、400円にA種累積未払配当金相当額およびA種経過未払配当金相当額を加えた額を第11条の7第2項および第3項に基づき計算される転換価額で除した数値を意味する。

なお、「取引日」とは、東京証券取引所において本会社の普通株式の普通取引が行われる日をいい、東京証券取引所によりVWAPが発表されない日は含まないものとし、以下同様とする。

(b) 400円にA種累積未払配当金相当額およびA種経過未払配当金相当額を加えた額

なお、本項においては、第11条の3第1項に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「償還請求日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。

3～4 (省略)

(現金対価の取得条項(強制償還条項))

第11条の6

(強制償還の内容)

本会社は、2021年7月1日以降、本会社の取締役会が別途定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して強制償還日から2週間以上前までに通知を行ったうえで、本会社がA種優先株式の全部または一部を取得するのと引換えに、A種優先株式の強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者

なお、本項においては、第11条の3第1項に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「償還請求日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。以下同じ。

3～4 (現行どおり)

(現金対価の取得条項(強制償還条項))

第11条の6

(強制償還の内容)

本会社は、いつでも、本会社の取締役会が別途定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して強制償還日から2週間以上前までに通知を行ったうえで、本会社がA種優先株式の全部または一部を取得するのと引換えに、A種優先株式の強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第

<p>に対して第2項に定める金額の金銭を交付することができる。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、取得の対象となるA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。</p>	<p>2項に定める金額の金銭を交付することができる。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、取得の対象となるA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。</p>
<p>(強制償還価額)</p>	<p>(強制償還価額)</p>
<p>2 A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、下記</p>	<p>2 A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、下記のとおりとする。</p>
<p>(a) または(b)のいずれか高い方の金額とする。</p> <p>(a) 強制償還日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日のVWAPの平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。また上記の期間中に第11条の7第3項に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値は第11条の7第3項に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。）に下記に定める基準株式数を乗じた金額本(a)において、「基準株式数」とは、400円にA種累積未払配当金相当額およびA種経過未払配当金相当額を加えた額を第11条の7第2項および第3項に基づき計算される転換価額で除した数値を意味する。</p>	<p><2029年6月末日までの期間における償還価額></p> <p>436円にA種累積未払配当金相当額およびA種経過未払配当金相当額を加えた額</p> <p>なお、本項においては、第11条の3第1項に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「強制償還日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。以下同じ。</p>
<p>(b) <u>400円</u>にA種累積未払配当金相当額およびA種経過未払配当金相当額を加えた額</p>	<p><2029年7月1日以降の期間における償還価額></p> <p>下記(a)または(b)のいずれか高い方の金額とする。</p>
<p><u>なお、本項においては、第11条の3第1項に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「強制償還日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。</u></p>	<p>(a) 強制償還日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日のVWAPの平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。また上記の期間中に第11条の7第3項に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値は第11条の7第3項に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。）に下記に定める基準株式数を乗じた金額本(a)において、「基準株式数」とは、400円にA種累積未払配当金相当額およびA種経過未払配当金相当額を加えた額を第11条の7第2項および第3項に基づき計算される転換価額で除した数値を意味する。</p>
<p>(b) <u>436円</u>にA種累積未払配当金相当額およびA種経過未払配当金相当額を加えた額</p>	<p>(b) <u>436円</u>にA種累積未払配当金相当額およびA種経過未払配当金相当額を加えた額</p>
<p>(普通株式を対価とする取得請求権（転換権）)</p> <p>第11条の7</p> <p>(転換権の内容)</p> <p>A種優先株主は、<u>2019</u>年7月1日以降いつでも、本会社に対し、第4項に定める数の普通株式の交付と引換えに、その保有するA種優先株式の全部または一部を取得</p>	<p>(普通株式を対価とする取得請求権（転換権）)</p> <p>第11条の7</p> <p>(転換権の内容)</p> <p>A種優先株主は、<u>2029</u>年7月1日以降いつでも、本会社に対し、第4項に定める数の普通株式の交付と引換えに、その保有するA種優先株式の全部または一部を取得</p>

することを請求すること（以下「転換請求」という。）ができるものとし、本会社は、当転換請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、第4項に定める数の普通株式を交付するものとする。ただし、A種優先株主は、転換請求に伴い普通株式を取得することに関して必要となる国内外の競争法に基づく手続が適法かつ有効に完了している（待機期間が必要な手続については、当該待機期間が満了していることを含む。）ことを転換請求の条件とする。なお、第6項に従い、転換請求の効力が発生する日を、以下「転換請求権効力発生日」という。

2 (省略)

(転換価額の調整)

3

(a)

①～② (省略)

③下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または本会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当の場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たりの払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分株式数」、「自己株式

することを請求すること（以下「転換請求」という。）ができるものとし、本会社は、当転換請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、第4項に定める数の普通株式を交付するものとする。ただし、A種優先株主は、転換請求に伴い普通株式を取得することに関して必要となる国内外の競争法に基づく手續が適法かつ有効に完了している（待機期間が必要な手續については、当該待機期間が満了していることを含む。）ことを転換請求の条件とする。なお、第6項に従い、転換請求の効力が発生する日を、以下「転換請求権効力発生日」という。

2 (現行どおり)

(転換価額の調整)

3

(a)

①～② (現行どおり)

③下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または本会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当の場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換、会社分割もしくは株式交付により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たりの払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分株式

<p>数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。</p> $\begin{array}{c} \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの} \\ \text{(既発行普通株式数} + \text{払込金額} \\ \text{調整後} \quad \text{調整前} \quad - \text{自己株式数} \quad \text{時価} \\ \text{転換価} = \text{転換価} \times \\ \hline \text{額} \quad \text{額} \quad \frac{\text{(既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}{} \end{array}$ <p>④～⑤ (省略)</p> <p>(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社はA種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後転換価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、転換価額の調整を適切に行うものとする。</p> <p>①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>②～③ (省略)</p> <p>(c)～(e) (省略)</p> <p>4～6 (省略)</p> <p>第 11 条の 8～第 11 条の 9 (省略)</p>	<p>数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。</p> $\begin{array}{c} \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの} \\ \text{(既発行普通株式数} + \text{払込金額} \\ \text{調整後} \quad \text{調整前} \quad - \text{自己株式数} \quad \text{時価} \\ \text{転換価} = \text{転換価} \times \\ \hline \text{額} \quad \text{額} \quad \frac{\text{(既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}{} \end{array}$ <p>④～⑤ (現行どおり)</p> <p>(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社はA種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後転換価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、転換価額の調整を適切に行うものとする。</p> <p>①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継、<u>新設分割または株式交付</u>のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>②～③ (現行どおり)</p> <p>(c)～(e) (現行どおり)</p> <p>4～6 (現行どおり)</p> <p>第 11 条の 8～第 11 条の 9 (現行どおり)</p>
--	---

以上

新たな資本政策と今後の戦略

AGENDA :

1. エグゼクティブサマリー
2. 新たな資本政策の背景
3. 定款変更に向けたスケジュール
4. 事業戦略

Appendix

社会の“かなえたい”を共創する
エンジニアリング

Enriching Society through Engineering Value



1. エグゼクティブサマリー

エグゼクティブサマリー

概要

- 優先株式は条件変更*を行い現中計期間中に処理完了を目指すと共に、その後の復配とプライム上場を目指す
- 三菱商事とは両者の成長戦略に資する協調関係を維持
- 三菱UFJ銀行からの劣後ローンは返済、三菱商事フィナンシャルサービスの借入枠は解約予定
三菱UFJ銀行の支援方針は不变であり、コミットメントラインの設定を含め協議中

背景

- ゴールデンパスLNGの完工に至るまでに必要十分と見込む当社追加負担費用を戻入れた結果、現中計期間中の利益と合わせて、未払配当金の支払いと優先株式の全株式償還実施に目途
- 優先株式の在り方につき、三菱商事と協議、条件変更後の約2年間(2028年6月迄)で全株式償還を目指すことで合意
- 優先株式の償還を含めて必要な現預金水準を確保

財務的自立・ 企業価値向上 に向けて

- 条件変更により、普通株式の希薄化懸念を払しょく
- 現中計を確実に遂行し、収益安定化・多様化とNon-EPC創出に向けた基盤を確立
- 次期中計は10年後の目指す姿の実現に向けた本格的な成長軌道へ

*第98回定時株主総会（2026年6月開催予定）での定款一部変更の承認を前提

2. 新たな資本政策の背景

本件の経緯と目的

再生計画以降、リスク管理を徹底し、安定収益体质への転換に一定の成果

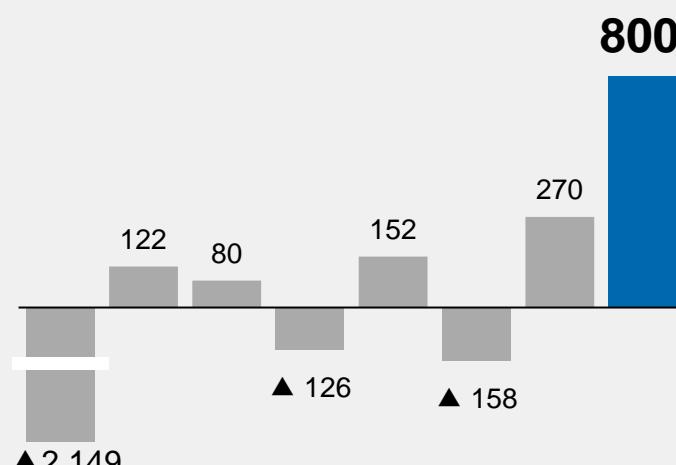
(億円)

ゴールデンパスLNGの契約改定を果たし、
FY23に計上した損失分を回収
業績見通しの上方修正を実施

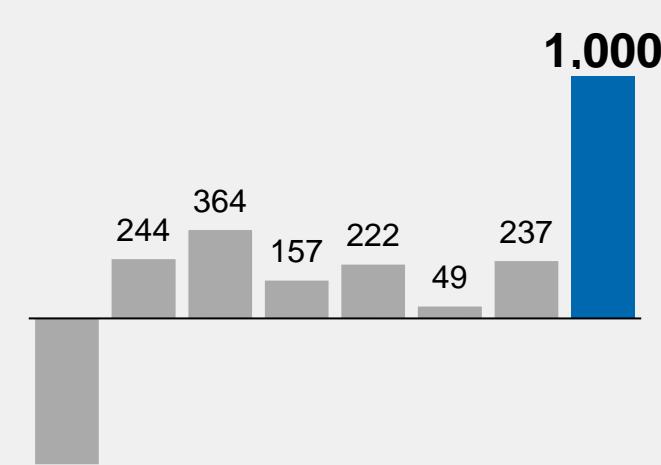
自己資本はおよそ1,000億円の水準まで
回復見通し *2

優先株式の償還を含めて
必要な現預金水準を確保

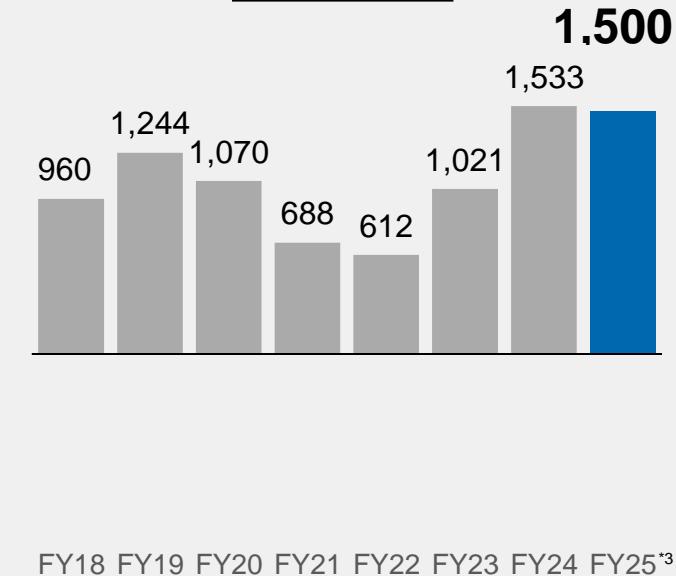
純利益*1の推移



自己資本の推移



現預金の推移



*1：親会社株主に帰属する当期純利益

*2：2026年6月定時株主総会後の優先株式償還実行前の自己資本

*3：FY25の数値は25年度の予想値

A種優先株式の条件変更と償還計画の概要

- 1 現状の株価時価連動の元本償還金額を、2028年6月迄の償還を前提として763億円*に固定
- 2 2026年3月期までの累積未払配当金は105億円
- 3 2028年6月までの配当利率は年3%（単利）で据え置き
- 4 上記763億円と配当金を合わせおよそ900億円を**条件変更後の約2年間(2028年6月迄)**で償還に充当し、**本優先株式処理の完了を目指す**

*元本763億円が、優先株式1.75億株、単価436円に対応

ただし、かかる3ヵ年での償還が完了しなかった場合は、4年目（2028年7月）から累積未払配当及び未償還金額に対して年利12%（複利）での配当が発生する。

なお、2026～2028年の3ヵ年プラス1年の2029年6月迄は、本優先株式の普通株への転換権は一旦凍結。

2019年に実施した財務強化策について

財務強化策に係る借入や借入枠は返済、解約を予定
コミットメントライン設定を協議中

三菱UFJ銀行

当初
(2019年度)

200億円

三菱商事
フィナンシャルサービス

900億円

2024年度に融資契約更新

現在

200億円

借入枠100億円
(但し未使用)

今後

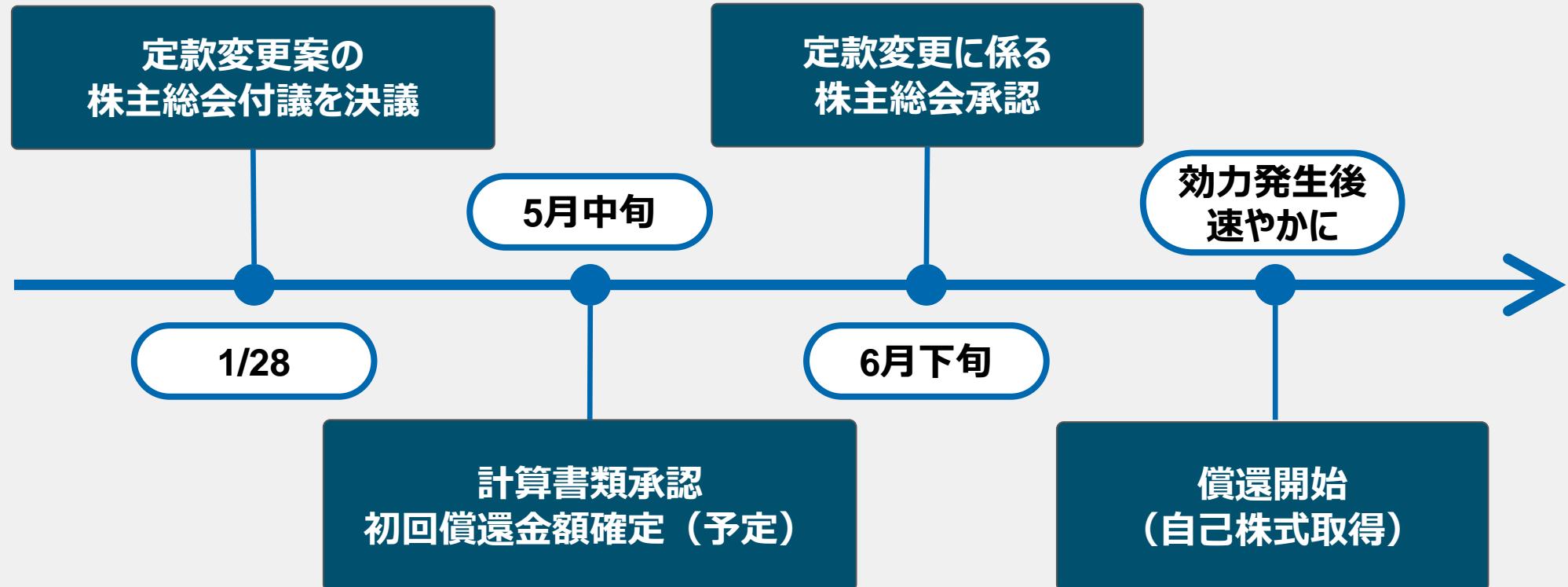
支援方針は不变であり、コミットメ
ントラインの設定などを協議中

今後も使用予定なく
解約予定

| 3. 定款変更に向けたスケジュール

定款変更に向けたスケジュール

初回の償還は、2026年6月に開催予定の定時株主総会の後、可及的速やかに実施予定



4. 事業戦略

事業戦略(経営計画2025)

「経営計画2025」の基本戦略に変更なし。償還に向け、安定的な利益創出を見込む

「経営計画2025」の取り組み課題は不变。純利益目標は年平均で150億円とする

「経営計画2025」における重点取組・定量目標

重点取組

- 1 海外既存大型プロジェクトの着実な遂行
- 2 海外プロジェクト取り組み改革（受注方針）
- 3 国内プロジェクト収益拡大
- 4 事業共創の拡充
- 5 分厚い中核人財層の形成

エネルギーと素材、ライフサイエンス分野での
エネルギーと環境の調和、
健やかで豊かな未来の実現

定量目標

純利益
150億円（3年平均）

内Non-EPC純利益
10億円（2027年度）

関連指標

粗利率：10%以上（3年平均）
受注高：9,500億円（3年累計）
売上高：3,800億円（3年平均）
受注残：6,000億円（3年平均）

純利益

800億円



平均**150億円**

FY2025 FY2026 FY2027

Appendix

A種優先株式の条件変更の主な内容（定款変更内容）

※以下の内容は、変更点を分かりやすく説明するために、**A種優先株式^{*1} 1株当たり**の償還価額がその額面を上回っていることを前提としています。
額面割れ時の条件を含む詳細内容については、P13「A種優先株式の変更内容（詳細）」および本日開示の「A種優先株式の償還方針に関する合意及び定款の一部変更に関するお知らせ」をご覧ください。

A種優先株式 ^{*1} 1株当たり	現行条件	変更後		
		28年6月まで	29年6月まで	29年7月以降
配当	3%(単利) ^{*2}	3%(単利) ^{*2}		12%(複利) ^{*3}
優先株主 の請求による 償還価額	400円 + 未払配当金 ^{*5} 株価 ^{*4} × _____ 100円 ^{*6}	436円 + 未払配当金 ^{*5}		400円 + 未払配当金 ^{*5} 株価 ^{*4} × _____ 100円 ^{*6}
当社による 取得価額		行使不可		
優先株主 による普通株 転換請求権	いつでも行使可能 転換価額：100円 ^{*6}		いつでも行使可能 転換価額：100円 ^{*6}	

*1) 株式数：175,000,000 株

*2) 400円 × 年3%

*3) 436円及びその時点におけるA種累積未払配当金の合計額 × 年12%

*4) 儚還請求日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所が発表する本公司の普通株式の普通取引の売買加重平均価格の平均値に相当する金額

*5) 1株当たりA種累積未払配当金の額+1株当たりA種経過未払配当金相当額の合計額

*6) 定款第11条の7第2項で定めるA種優先株式の転換価額

A種優先株式の変更内容(詳細)

#	要項	変更前	変更後
1	剩余金の配当	A種優先株式1株当たりのA種優先配当金（普通株主に優先して配当） 400円×年3.0%	A種優先株式1株当たりのA種優先配当金（普通株主に優先して配当） <u>26年6月(定款変更後)-28年6月末：3.0%（単利）</u> <u>400円×年3.0%</u> <u>28年7月以降：12.0%（複利）</u> <u>(436円及びその時点におけるA種累積未払配当金の合計額) ×年12.0%</u>
2	普通株転換請求権	いつでも行使可能 転換価額：100円 ^{*1}	2029年6月末までは行使不可 2029年7月以降いつでも可能 転換価額：100円 ^{*1}
3	優先株主による取得請求権	A種優先株主は、21年7月以降、いつでも行使可能 A種優先株式 1 株当たり償還価額：下記(a)または(b)のいずれか高い方 (a)償還請求日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引の売買加重平均価格の平均値に相当する金額に基準株式数 ^{*2} を乗じた金額 (b)400円+A種累積未払配当金相当額+A種経過未払配当金相当額の合計額	A種優先株主は、定款変更後、いつでも行使可能 A種優先株式1株当たり償還価額： 436円+A種累積未払配当金相当額+A種経過未払配当金相当額の合計額
4	当社による取得条項	本会社は、21年7月以降、いつでも行使可能 A種優先株式 1 株当たり償還価額：下記(a)または(b)のいずれか高い方 (a)強制償還日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引の売買加重平均価格の平均値に相当する金額に基準株式数 ^{*2} を乗じた金額 (b)400円+A種累積未払配当金相当額+A種経過未払配当金相当額の合計額	本会社は、定款変更後、いつでも行使可能 A種優先株式 1 株当たり償還価額 26年6月定款変更後-29年6月末： 436円+A種累積未払配当金相当額+A種経過未払配当金相当額の合計額 29年7月以降： 下記(a)または(b)のいずれか高い方 (a)強制償還日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引の売買加重平均価格の平均値に相当する金額に基準株式数 ^{*2} を乗じた金額 (b) 436円+A種累積未払配当金相当額+A種経過未払配当金相当額の合計額

*1：交付される普通株式数：転換請求される優先株式 1 株に対して、400円に行使時点での累積未払配当金相当額および経過未払配当金相当額を加えた額を、転換価額で除した数値を普通株式として交付する

*2：基準株式数
：400円に行使時点での累積未払配当金相当額および経過未払配当金相当額を加えた額を、転換価額（100円）で除した数値

この資料には、事業戦略・本資料発表時における将来に関する見通しおよび計画に基づく予測が含まれています。経済情勢の変動等に伴うリスクや不確定要因により、予測が実際の業績と異なる可能性があり、予想の達成、および将来の業績を保証するものではありません。従いまして、この業績見通しのみに依拠して投資判断を下すことはお控えくださいますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

千代田化工建設株式会社

総務部 IR・広報・サステナビリティ推進セクション

E-Mail : ir@chiyodacorp.com



© Chiyoda Corporation 2026, All Rights Reserved.

